

労働争議調査表

(C)

- 一、発生日 大正十五年六月五日
- 二、解決日 六月十七日
- 三、発牛原因

本年六月五日職工本部が一堂に集り従来工場経営に就て最善の努力を怠らざるに遺憾なく経営方針として本年一月以来経営に末リタル其間多少の視可キモノアリタルモ財界の不況に伴ひ取扱次第不振の影響を蒙リ六月下旬ハリスメントに於てハのののの円以上ノ取扱ヲ見ルニ至レリ即チ本状態ヨリ進行シ往クトキハ遠カラス諸君ト共ニ覚ルノ已リナキニ到リ到底共存共栄ノ目的ヲ達成スル能ハス後ニ於テ定規スレバ通スルノ詞ノ如ク吾社ニ於テ色々研究ノ結果従来倫理台一人制ナリシヲ二台一人制ニ改メ尙且ツ従来ノ請負制度ヲ日給制度ニ変更シ経営セザルニ已ラ得サルニ出テタリ之カガメニ諸君ノ中ニ多少ノ論議ヲ見ルコトニナルカ之ニ又已ラ得サル情状テアルカヲ是等ノ事ニ至リテ経営者ト出テス仕事ハ仕事ト要求トシテ理解アル行方ニ出テラレハコトヲ望ミ故ニ本行方計画ヨリ以上ニ好意ホカアレハ諸君ノ諒解スル總同盟を以て行方相立相談上通者ナル経営進言ヲ望ム 是ニ對シ吾員等要求事項三回ニ行リテ之ヲ成ラズシテ提言セリ

- 一、会社側ヨリ提議セル件ニ關シテハ多ク譲歩ノ意アリト認メ但シ解雇者ハ最少限度ニ縮小スルコト、定額賃金ハ従来十時間半ノ従前収入ノ八時間従前収入ト改メラルコト
- 二、特殊ノ不安ヲ除クタリシニ在リ要求案ヲ提議ス
- (A) 半期賞與ヲ半期中ノ金収ノ一割ヲ支給セラルコト